

令和3年度 新発田市スタディ・ツーリズム推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により、修学旅行の行先、行程の変更又は中止の検討を余儀なくされている県内に所在する小中学校の修学旅行に係る経費を支援することを目的とし、補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「修学旅行」とは、小中学校がその教育課程に基づき実施する宿泊を要する学校行事（新発田市立学校管理運営に関する規則（昭和32年教委告示第2号）第9条に規定する学校行事をいう。ただし、県内に所在する市外の小中学校の場合は、当該市町村が「修学旅行」として規定する前段同様の学校行事をいう。）をいう。

(補助の条件)

第3条 補助の条件は、市内宿泊施設での宿泊を伴うこと、かつ新発田市内校については別表のバス事業者の利用を伴う修学旅行であることとする。なお、修学旅行の計画策定時においては、新発田市内の観光・文化施設等の見学や、新発田市の歴史や自然等の見聞を広めるなど教育課程の一環として、教育効果が高い校外学習等を実施することに努めるものとする。

(補助対象期間)

第4条 補助対象となる修学旅行は、令和3年5月7日から令和4年3月31日までに実施する修学旅行とする。ただし、予算額に達した時点で終了とする。

(補助対象者)

第5条 補助対象者は、県内に所在する小中学校に在籍し、修学旅行に参加する児童・生徒（以下、「補助対象児童等」という。）の保護者並びに修学旅行に同行する教職員及び引率者（以下、「補助対象引率者」という。）とする。

(補助対象経費)

第6条 補助対象経費は、修学旅行に要する経費のうち、次の各号に定める経費とする。

- (1) 市内宿泊施設の宿泊費（以下、「補助対象宿泊費」という。）
- (2) 修学旅行で利用するバスの借上料（別表に規定するバス事業者を利用した場合に限る。）（以下、「補助対象バス借上料」という。）

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、新発田市内校については上限を500,000円とし、新発田市外校は上限を300,000円とする。

2 次の各号に掲げる補助対象経費の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 補助対象宿泊費 補助対象児童等及び補助対象引率者1人につき3,000円を乗じた額を学年ごとに合計した金額
- (2) 補助対象バス借上料 50,000円。ただし、50,000円に満たない場合は、その全額

(補助金の交付回数)

第8条 補助金の交付回数は、補助対象児童等1人あたり1回までとする。ただし補助対象引率者は同一旅行で1回までとする。

2 補助対象バス借上料の算入は、同一旅行で1回までとする。

(補助金交付申請等の委任)

第9条 補助対象者は、補助金の申請から受領までの権限を、補助対象児童等が在籍する小中学校の学校長に委任するものとする。

(補助金の交付手続)

第10条 補助金の交付に関しては、新発田市補助金等交付規則（昭和33年新発田市規則第10号）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の支払い)

第11条 市長は、前条の規定による補助金の額を確定した後、新発田市スタディ・ツーリズム推進事業補助金請求書（別記様式）により補助金を支払うものとする。

(G o T o トラベル事業との併用)

第12条 本補助金は、国の観光支援事業のG o T o トラベル事業との併用を可とする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年5月7日から施行する。

別表（第3条、第6条関係）

新発田市内に本社又はバス車庫を有する営業所等を設置するバス事業者

事業者名	住 所
有限会社シティバス・シティトラベル	新発田市富塚町1丁目921-1
有限会社高砂観光バス 下越営業所	新発田市佐々木2184番地18
株式会社北新バス	新発田市佐々木2591番地179
新潟交通観光バス株式会社 新発田営業所	新発田市豊町1丁目3-14
株式会社サンライズカンパニー	新発田市佐々木2621番地1
株式会社ケー・オー・ケー・ケー 本社（ハミングツアー）	新発田市大栄町6丁目6-4

別記様式（第 1 1 条関係）

新発田市スタディ・ツーリズム推進事業補助金請求書

令和 年 月 日

（宛先）新発田市長

住 所

学 校 名

学校長名

㊟

下記のとおり補助金を請求します。

記

1 請求額

金 _____ 円

2 振込口座

金融機関名		支店名	
預金種別	1 普通 2 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			